

■空家等を所有または管理している皆さまへ

空家等の適切な管理をお願いします

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、市では「平川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例」を施行しています。

個人財産である空家等は、所有者等が適切に管理する責任があります。空家等を所有または管理されている方は周辺の環境に悪影響を及ぼさないように、適切に管理していただくようお願いします。

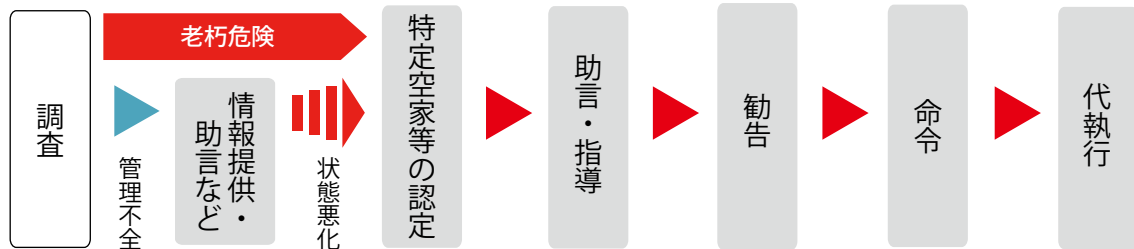
台風などの強風により、建物の倒壊や、建築部材が飛散しないよう今一度確認し、破損箇所がある場合は早めに修理しましょう。

長期にわたり不在にする場合は、ご近所または町会の方に連絡先を伝えるなど、万が一の場合に備えましょう。

もし、建物の倒壊や、建築部材の飛散、氷雪の落下などにより近隣の家屋や通行人などに被害を与えてしまった場合、その建物の所有者等は被害者から損害賠償などの管理責任を問われることもあります。

<市の対応>

市は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等の所有者等に対し、条例に基づき適切な管理に必要な助言・指導および勧告を行い、なお改善が進まないときは、命令や氏名などの公表、さらに公益上必要と認められる場合には市が代わりに必要な措置を行うことがあります。



緊急安全措置

空家等の倒壊などにより、人の生命などに重大な損害を及ぼすなどの危険な状態が切迫している場合には、上記の対応手順に関わらず、その危険な状態を回避するため、市が必要最小限度の措置を講ずることができます。また、その費用は所有者等から徴収することになります。

問合せ：都市計画課 建築係 ☎44-1111 (内線2234・2235)

家屋を新築・増築・取り壊した時は届け出を！

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税することになっています。

次の場合は、届け出をお願いします。

- ・家屋を新築（増築）した場合
 - ・家屋を取り壊した場合
- ※登記家屋を法務局で滅失登記した場合は不要です。



■家屋調査について

固定資産税の基礎となる評価額を算出するための家屋調査をお願いします。

主に建物の室内・外観の調査をするため、立ち会いをお願いします。なお、調査日時は担当職員との打ち合わせによって決めさせていただきます。また、共同住宅などの貸家を新築（増築）された場合は、賃借人が入居される前に連絡をお願いします。

調査日	新築（増築）家屋の完成後
立会者	新築（増築）家屋の所有者もしくはその家族の方など
用意するもの	・建物の図面の写し（平面図・立面図・配置図：各1部） ・認定長期優良住宅の場合は認定通知書の写し
調査可能日時 (土・日曜日、祝日除く)	平日 9時～11時、13時30分～16時 所要時間 約30～40分程度

問合せ：税務課 固定資産税係 ☎44-1111 (内線1245・1246)